

令和 6年度 5月分 工事請負変更契約状況表

(単位：円)

(上水・工水・下水・農集・漁集会計)

担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備 考
管路整備課 23100006	R5. 6. 22	今福 4 丁目～堀止西 2 丁目配水管布設 工事	中村設備工業株式会社 中村 恒夫	109,538,000	95,294,699			270	R5. 6. 23 R6. 3. 18	
	R6. 3. 8							372	R5. 6. 23 R6. 6. 28	
	R6. 5. 29							372	R5. 6. 23 R6. 6. 28	0.09%
下水道企画建設課 23100007	R5. 7. 4	北部処理区支線工事その 9	福興建設株式会社 松井 良樹	120,233,300	104,480,359			271	R5. 7. 5 R6. 3. 31	
	R6. 3. 5							330	R5. 7. 5 R6. 5. 29	
	R6. 5. 22							330	R5. 7. 5 R6. 5. 29	3.22%
管路整備課 23100016	R5. 7. 26	太田 1 丁目配水管布設替工事	弘安建設株式会社 池上 元一	141,405,000	123,538,386			240	R5. 7. 27 R6. 3. 22	
	R6. 3. 7							340	R5. 7. 27 R6. 6. 30	
	R6. 5. 9							340	R5. 7. 27 R6. 6. 30	-9.65%
管路整備課 23100017	R5. 8. 4	新留丁～田中町 3 丁目配水管布設替工 事	有限会社福嶋商会 福嶋 晋	148,885,000	131,564,760			240	R5. 8. 5 R6. 3. 31	
	R6. 3. 14							301	R5. 8. 5 R6. 5. 31	
	R6. 5. 14							301	R5. 8. 5 R6. 5. 31	2.45%
下水道企画建設課 23100048	R5. 12. 6	北部処理区支線工事その 1	株式会社吉川ゼネラルソリューション 須磨 徳裕	35,776,400	32,372,678			116	R5. 12. 7 R6. 3. 31	
	R6. 3. 6							180	R5. 12. 7 R6. 6. 3	
	R6. 5. 28							180	R5. 12. 7 R6. 6. 3	-1.30%

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第23100006号
工 事 名	今福4丁目～堀止西2丁目配水管布設工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ200mm GX形 DIP L=308.2m φ150mm GX形 DIP L=309.6m φ100mm GX形 DIP L=27.0m 消火栓設置工 2箇所 給水管切替工 11箇所 既設管撤去工 1式 地下水位低下工 1式 仮移設工 1式</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・給水管切替工において、当初計画と埋設状況に相違があり、給水切替件数が増になったことによる給水切替工費の増額。・仮移設工において、当初予定していた舗装本復旧を道路建設課にて行ったことによる舗装本復旧工費の減額。 <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同契約書第18条第5項及び第25条の規定を適用し、増額変更とするもの。</p>

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第23100007号
工 事 名	北部処理区支線工事その9
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ200VP管推進工(低耐荷力圧入工工程方式) L= 21m φ200PRP管布設工 L=352m マンホール工 (2号-1、1号-3、楢円-1、塩ビ-18) 23か所 取付管およびます工 50か所 整備面積(汚水) A=1.40ha 付帯工 1式 仮設工 1式 水道移設工 1式</p>
変 更 の 理 由	<p>北部処理区支線工事その9(和歌山市土入地内)において、水路下を推進工法で施工予定だったが、コンクリート及び栗石が支障となったため開削工法で支障物を撤去し、一部路線を開削工法に変更し、マンホール設置箇所数と開削路線が増工となったことによる増額変更となった。また一部路線において既設水道管が支障とならないため水道管移設工を減工したことによる減額変更となった。</p> <p>このことにより、建設工事請負契約書第18条第1項第5号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条の適用により請負代金の増額変更。</p>

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第23100016号
工 事 名	太田1丁目配水管布設替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ150mm DIP GX形 L=372.3m φ100mm DIP GX形 L=321.0m 消火栓設置工 1箇所 給水管切替工 42箇所 既設管撤去工 1式</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・既設管撤去において、強固な鋳さい路盤 (t=約1.0m) の破砕が必要な路線があり、地元住民の振動・騒音・粉塵被害の軽減のため、撤去からモルタル注入に変更し、減額。・舗装復旧において、夜間施工部 (舗装厚t=20cm) において、夜間の振動・騒音被害の軽減のために、t=20cmの打替からt=5cmの切削オーバーレイに変更し、減額。 <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条の規定を適用し、減額変更とするもの。</p>

年 度	令和 5 年度
工 事 番 号	第 23100017 号
工 事 名	新留丁～田中町3丁目配水管布設替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>【布設替】</p> <p>φ400mm DIP GX形 L=238.9m</p> <p>φ300mm DIP GX形 L=33.0m</p> <p>φ150mm DIP GX形 L=51.1m</p> <p>φ100mm DIP GX形 L=61.3m</p> <p>給水管切替工 45箇所</p> <p>既設管撤去閉栓充填工 1式</p>
変更の理由	<p>本工事施工にあたり、次のとおり変更となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 不断水設置位置の変更による布設替延長の増加に伴い、舗装復旧面積が増加した。・ 県道部及び市道交差部における道路規制について、警察と協議の結果、交通誘導警備員の増員が必要となった。 <p>以上の理由により、建設工事請負契約第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同契約書第18条第5項及び第25条の規定を適用し、増額変更とするもの。</p>

年 度	令和5年度																
工 事 番 号	第23100048号																
工 事 名	北部処理区支線工事その1																
変更後の工事場所																	
変更後の工事概要	<table><tr><td>φ200mmPRP管布設工</td><td>L=170m</td></tr><tr><td>マンホール工</td><td></td></tr><tr><td>(1号-1、0号-1、楢円-1、レジン-1、塩ビ-5)</td><td>9か所</td></tr><tr><td>取付管およびます工</td><td>19か所</td></tr><tr><td>付帯工</td><td>1式</td></tr><tr><td>仮設工</td><td>1式</td></tr><tr><td>水道管移設工</td><td>1式</td></tr><tr><td>整備面積(汚水)</td><td>A=0.84ha</td></tr></table>	φ200mmPRP管布設工	L=170m	マンホール工		(1号-1、0号-1、楢円-1、レジン-1、塩ビ-5)	9か所	取付管およびます工	19か所	付帯工	1式	仮設工	1式	水道管移設工	1式	整備面積(汚水)	A=0.84ha
φ200mmPRP管布設工	L=170m																
マンホール工																	
(1号-1、0号-1、楢円-1、レジン-1、塩ビ-5)	9か所																
取付管およびます工	19か所																
付帯工	1式																
仮設工	1式																
水道管移設工	1式																
整備面積(汚水)	A=0.84ha																
変更の理由	<p>本工事において試掘の結果、支障となる既設水道管の延長が当初設計よりも短いことを確認したため、水道管移設工の延長を減らしたことにより減額。</p> <p>上記理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条適用により、減額変更。</p>																